

公告中の案件に関する質問及び回答

質問日	令和6年8月29日
発注機関	奈良森林管理事務所
事業名	令和6年度 赤谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業
公告日	令和6年8月28日
開札日時	令和6年9月26日
質問の内容	特記仕様書11 捕獲個体の処分の中 ■3番目の焼却施設または食肉加工業者等とありますが、公共又は民間(販売業者)などどのような区部・基準があるのか教えてください。
質問の回答	<p>焼却施設や食肉施設へ搬入する場合において、公共又は民間(販売業者)の区分はありません。 基準については、それぞれの搬入施設の基準によることとなります。</p> <p>なお、当該事業における捕獲個体の処分については、小型重機を使用した埋設を基本とし、共通仕様書3. 1. 6(4)のとおり、食肉加工や焼却を行う施設に運搬する場合は、監督職員の承諾を得た上で実施することとしています。</p> <p>また、その際の上記施設への搬入等の費用は受託者が負担し、食肉加工業者等から対価を受け取らない(無償とする)こととなっております。</p>

問合せ先：奈良森林管理事務所 総務グループ

電話：050-3160-6150 E-メール：nyusatsu\_nara@maff.go.jp